

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係

手数料令案要綱

第一 手数料額の規定

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下「法」という。）第三十九条の規定により同条各号に掲げる者が納付しなければならない手数料の額を定めること。

（本則関係）

第二 附則

この政令は、法の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行すること。

（附則関係）